

岩手県告示第361号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第514号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市豊沢字北向地内ほか
- 2 実施した期間 令和6年9月24日から令和7年2月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 用地測量